

事務手数料支払合意書

申込者（以下「甲」という。）と一般社団法人ライフデザインプランニング（以下「乙」という。）は、本日次のとおり合意した（以下「本合意」という。）。

第1条（事務手数料）

甲は、乙が宣伝、広告、受付事務をする（いずれもインターネットのシステムによるものを含む）、「お試しプロファイリング」、「個性プロファイリング」、「才能分析プロファイリング」、「チーム分析プロファイリング」、に関する業務を行った場合は、乙に対して事務手数料を支払う。

第2条（事務手数料額）

甲が前条により乙に支払う手数料は、甲が行った業務に対して顧客が支払う金額の1/10とする。

第3条（支払方法）

乙は、甲の業務に対する報酬として乙が甲の顧客から預かった金額から、前条の手数料を差し引きし、その残金を甲に支払うことができる。この支払いの際の振込手数料は乙の負担とする。

第4条（管轄）

甲乙間に紛争が生じた場合には、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通を所持する。